

Ⅲ. 教員養成に係る組織及び教員の数

教職課程に係る教員数

学科	免許種	教員数			
		教職に関する科目		教科に関する科目	
		専任(うち教授)	兼任・兼任	専任(うち教授)	兼任・兼任
芸術情報学部情報表現学科	高 1 種情報	6 (4)	11	11 (8)	10
芸術情報学部音楽表現学科	中 1 種音楽 高 1 種音楽			5 (4)	22
芸術情報学部芸術表現学科	中 1 種音楽 高 1 種音楽			4 (3)	15
総合政策学部総合政策学科	中 1 種社会			11 (8)	14
	高 1 種地理歴史			4 (4)	7
	高 1 種公民			10 (6)	7
スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科	中 1 種保健体育 高 1 種保健体育			8 (3)	9

専攻	免許種	教科又は教職に関する科目	
		専任(うち教授)	兼任・兼任
芸術情報研究科情報表現専攻	高専修情報	11 (9)	1
芸術情報研究科音楽表現専攻	中専修音楽	7 (6)	8

教員養成に係る組織

(1) 各組織の概要

組織名称：	教育研究評議会
目 的：	教育研究評議会は、大学の教育・研究に関わる重要事項並びに具体的な教育運営業務の執行について審議する。
責任者：	学長
構 成 員：	教育研究評議会は、学長、学部長、研究科長、部長、センター長、各学部から選任された教授2人及び事務局長で構成する。
教育研究評議会は、毎月1回学長がこれを招集する。 教育研究評議会の審議事項。 (1) 教育研究の基本方針に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (3) 各種委員会に関する事項 (4) 学則その他教育研究に係る重要な規程等の制定及び改廃に関する事項 (5) 教員の人事に関する事項 (6) 学生の指導、助言及び賞罰に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 理事長の諮問に関する事項 (9) その他本学の運営に必要と認められる重要な事項	

組織名称：	教職・資格課程委員会
目 的：	教職課程及び学芸員課程に関する事項を審議する。
責任者：	教職・資格課程センター長
構成員：	委員会は、学部長の推薦に基づき、学長が指名する専任教員及び事務局長が指名する事務職員をもって構成する。

教職・資格課程委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。 教職・資格課程委員会の審議事項。 (1) 教職課程及び学芸員課程の編成及びカリキュラムに関する事項 (2) 教職指導の企画・立案・実施に関する事項 (3) 教育実習及び介護等体験に関する事項 (4) その他教職課程及び学芸員課程に関する事項
--

組織名称：	教職課程会議
目的：	教育実習に関する事項を審議する
責任者：	学長
構成員：	教職課程会議は学長、学部長、教職課程のある学科長、芸術情報研究科長、専攻長、教務部長、教職・資格課程センター長、事務局長、教職に関する科目担当専任教員、事務局長が指名する事務職員。以上で構成する。
運営方法：	議長は学長が行い、学長の招集により、秋学期及び必要に応じて開催する。教職課程会議の審議事項は、(1) 教育実習の成績、(2) 教育実習及び介護等体験に関する事項。

組織名称：	教職・資格課程センター
目的：	本学の教職課程及び学芸員課程における学生の支援及び関係機関との調整等のため、教職・資格課程センターを置く。
責任者：	教職・資格課程センター長
構成員：	教職・資格課程センター長、職員
センターは次の業務を行う。	(1) 教員免許及び教育職員免許法並びに学芸員及び博物館法に関すること。 (2) 教職課程、学芸員課程における学生の成績の整理及び記録保管に関すること。 (3) 別表に掲げる教育職員免許状及び資格に関すること。 (4) 証明書等の発行に関すること。 (5) その他教職課程、学芸員課程に関すること

(2) 各組織の関係図

